

資産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の定款第48条の規定に基づき、本法人の資産の管理方針、運用手続等について定め、資産の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される財産)

第2条 この規程において運用の対象とする資産は、本法人が保有する資産のうち、寄附者の意思又は理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く、本法人の裁量により効率的に運用すべき資金とする。

(管理運用責任者)

第3条 資産の管理運用責任者は、会長又は代表理事副会長とする。

2 会長又は代表理事副会長は、理事会の承認を得て、理事の中から資産管理運用責任者を任命することができる。

3 前2項の理事は、善良な管理者の注意をもって資産の管理運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、本法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

4 会長又は代表理事副会長は、翌事業年度における資産管理の方針及び計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で基本財産とすることを決議した財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(その他の資金の運用基本方針)

第5条 その他の資金については、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(理事会への資金運用状況の報告)

第6条 会長又は代表理事副会長は、資金の運用状況につき、理事会にその開催のつど報告しなければならない。

(資金の運用事務手続)

第7条 第3条第2項に定める資産管理運用責任者は、資金の運用に当たっては、金融商品等の調査を行い、関係書類を添付して会長又は代表理事副会長の承認を受けなければならない。

- 2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ事務処理を行わなければならない。
- 3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資産管理運用責任者は速やかに会長又は代表理事副会長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、資産の管理運用に関する必要な事項は、会長又は代表理事副会長が別に定める。

附則 この規程は、本連盟の設立の日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

附則 この規程の改正は、令和4年(2022年)6月5日から施行する。